

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表(案)

(新)

第1条～第4条 (略)

(センター長)

第5条 センター長は、理学研究科の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの事業を総括する。

3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長の任期は、その者の年齢が70歳に達する日以降の最初の3月31日を超えて定めることができないものとする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。ただし、センター長と副センター長のうちいずれか1人は専任教授とする。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副センターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条～第14条 (略)

附 則(平成 年 月 日)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(旧)

第1条～第4条 (略)

(センター長)

第5条 センター長は、理学研究科の専任教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの事業を総括する。

3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

3 副センターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条～第14条 (略)

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項一部改正理由書
惑星科学研究センターの運営体制見直しのため、所要の改正を行うものである。